

令和3年4月19日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が 確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いをお示ししているところですが、別添のとおり厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第10報）及び（第11報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 厚生労働省（第10報）に基づく臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、職員の慰労金を支給した場合、慰労金は賃金に該当しないため、処遇改善加算（※）にかかる実績報告書及び処遇改善計画書に賃金を含める必要はありません。

また、独自に通常の賃金増とは別に臨時的・特例的に慰労金と同趣旨の賃金の支払いを行っている場合、実績報告書及び処遇改善計画書に賃金を含まない取扱いとすることも差し支えありません。

※処遇改善加算

- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算

2 厚生労働省（第11報）に基づく臨時的な取扱いについて

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、感染症や災害の発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組及び新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価については、基本報酬で評価することとなりました。

これにより、令和2年6月30日付本市事務連絡「障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」に

より、お示ししました短期入所における臨時的な取扱い（※）については、令和3年3月サービス提供分をもって廃止といたします。本市事務連絡（第7報）でお示ししました「【別紙2】緊急短期入所受入時に行う新型コロナウイルスの感染拡大防止取組みについて」についても今後提出の必要はありません。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

※短期入所における臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする取扱い。

3 その他の新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取扱いについて

その他の新型コロナウイルスに係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間変更予定はございません。

これまで示してきた取扱いについては、下記の本市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応等について」より確認ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html#60>)

4 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）・（第11報）
- ・【本市事務連絡】障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）

5 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- ・厚生労働省ホームページ：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608